

2008年6月26日

生命・傷害判例勉強会のご案内

生命・傷害判例勉強会 事務局

このたび、生命保険、損害保険会社で支払・引受の実務に携わる皆様を対象に、基本的な考え方について判例を参照しながら勉強する「生命・傷害判例勉強会」を実施させて頂く運びとなりました。

講師は「最新実務判例集成」など数々の著書でおなじみの、中央学院大学の長谷川 仁彦先生にお引き受け頂きました。またコメンテーターとして、国内外の生命保険会社、再保険会社で引受・支払の医学的査定の経験が豊富で、日本保険医学会の認定医でもある内山アンダーライティング（株）代表取締役の内山武史氏にも加わって頂き、医学的判断が必要とされる事例にも専門家の立場からわかりやすくコメントを頂く予定です。司会は博士（法学）の千々松 愛子氏が担当し、初学者にもわかりやすく論点を整理して頂けます。

テキストは、「生命保険判例集成」、「続・生命保険判例集」の他、新たな重要な判決文を加えたレジュメを毎回用意致します。年間予定は後掲しておりますが、年10回のコースで主だった重要項目を網羅する予定です。当然のことながら新保険法についても随時説明を加える予定です。

今回、会場や準備の関係で実費程度の会費を徴収させていただきますが、その代わりに、所属会社、部署に関わらず、関心のおありの方はどなたでもご参加頂けるシステムとさせて頂きました。実務について間もない方はもちろんのこと、中堅の皆様にもアップデートに最適な勉強会になると自負しておりますので、皆様ぜひご参加下さい。

会場：東京サンケイビル2～4F 大手町サンケイプラザ

時間：午後6時～8時（20分前に開場予定）

定員：56名

講師：長谷川 仁彦氏（中央学院大学法学部 講師）

司会：千々松 愛子氏 博士（法学）一橋大学

内山 武史氏（日本保険医学会 認定医）

受講費：事前振込 1500円：当日受付 2000円

勉強会の年間予定

第1回. 5月21日(水)「告知義務違反の成立要件」

- (1) 告知義務の概要
 - ア 商法および約款規定
 - イ 告知の時期と其の役割
 - ウ 告知の方式
- (2) 告知義務の対象となる事実
 - ア 被保険者の現症・既往症
 - イ 被保険者が病名を知らない場合
 - ウ 重要事実の意義(学説・判例)
 - ① 重要事実の一般的意義
 - ② 不告知事実が重要事実であるかどうかの判断
 - エ 質問表の効力(商法との関係)
 - オ 質問表の効力(約款規定と其の解釈)
 - カ 被保険者の既往症・現症を重要事実出ないとした事例
 - カ 保険年齢・職業
- (3) 保険契約者・被保険者の悪意・重過失の意義
- (4) 悪意・重過失認定の判例

第2回. 6月18日(水)「告知義務違反と解除権阻却事由」

- (1) 商法規定
- (2) 保険者の過失の意義
- (3) 診査医の悪意・過失と判決例
 - ① 診査医の法的地位
 - ③ 診査の場面での診査医の過失
 - ④ 診査医がなすべき検査の種類
 - ⑤ 査定過失
 - ⑥ 生命保険面接士と過失

第3回. 7月23日(水)「告知義務違反と解除の効果」

- (1) 告知義務違反の効果
 - ① 解除権の消滅
 - ② 解除権の行使
 - ③ 解除通知の効力発生

- (2) 解除の効果
 - ①解除の将来効
 - ②因果関係の不存在
- (3) 保険募集人の不適切な取扱いと解除について
- (4) 告知義務違反による解除と詐欺・無効

第4回. 9月24日(水)「契約の成立と責任開始期」

- (1) 承諾前の保険事故と責任開始条項(商法642条との関係)
 - ①承諾基準・・・主観的査定基準によるか客観的査定基準によるか
 - ・ 証明責任
 - ②諾否の判定時期

第5回. 10月15日(水)「保険料払込みと失効と復活」

- 保険料払込みと契約の効力の理解
- 保険料は取立・持参債務の理解
- 復活の性質の理解

第6回. 11月19日(水)「不慮の事故の要件(急激、偶発、外来の事故と除外規定)と災害特約免責(故意・重大な過失、飲酒運転中の事故、精神障害中の事故など)」

- 約款に定める「不慮の事故」と除外される事故を理解する。
- 偶発性、外来性について理解する。
- 災害特約免責規定を理解する。

第7回. 12月17日(水)「高度障害状態の支払要件(責任開始期前発病、状態)および第三分野の支払要件」

- (1) 責任開始期前発病について
 - ①発病について(医学的発病と約款上の発病)
 - ②発病の認定をめぐっての経緯
 - ③がん保険90日不担保条項
- (2) 責任開始期前発病と告知事項、会社知了
 - ①責任開始期と告知義務制度の制度目的

第8回. 1月21日(水)「保険金支払免責(自殺、精神障害中の自殺、故殺)」

- 自殺免責 商法、約款に定める自殺などを理解する。
- 故殺免責
 - 保険金受取人等による被保険者故殺の免責趣旨

法人の役員による被保険者の故殺

第9回. 2月18日(水)「保険金受取人の指定変更について」

- 保険金受取人変更について理解する。
- 遺言による受取人変更

第10回. 3月18日(水)「保険金受取人死亡後再指定しない間に被保険者死亡したときと質権契約など」

保険金受取人保険金請求権と相続

- 最高裁平成5年を理解する。
- 昭和40年2月2日の保険金請求権の固有権性を理解
- 差押債権者による解約権の行使
(最高裁平成11年9月9日(判例集9巻507頁))

事務局

東京都千代田区大手町1-7-2

東京サンケイビル27階

内山アンダーライティング株式会社内

E-mail : info01@uchiyamaunderwriting.com

電話 03-3242-6335 Fax 03-6368-5890